

大東文化大学 学生災害見舞金 申請要項

本学では、学生または学生の主たる家計維持者若しくは学費支弁者が、天災、地変その他の災害に罹災したことによって学業の継続が困難となった者に対し、経済的援助を行うことにより、以後の修学を支援することを目的に見舞金を給付する大東文化大学学生災害見舞金制度を設けています。

1. 対象者：

正規の学生を対象とします。ただし申請年度に給付奨学金、スポーツ奨学金、特別修学支援金を受給した学生、奨学金留学により海外留学中の学生、外国人留学生で学修奨励費を受けた学生、休学中の学生は対象外となる場合があります。

2. 申請対象となる事由：

学生または学生の主たる家計維持者もしくは学費支弁者の居住する地域が、次のいずれかに該当し、住居または家財（家屋等）が損害を受けたことにより、学生の学業継続に困難が生じているか、または生じる恐れがあると認められる場合。

- (1) 台風、突風、竜巻、高潮、高波など
- (2) 豪雨、洪水、崖崩れ、土砂崩れ、岩石の落下その他土地の陥没や隆起など
- (3) 豪雪、風雪など
- (4) 地震、津波、噴火、落雷など
- (5) 火災、破裂・爆発、消火作業による冠水・破壊など
- (6) 外部からの物体の落下・飛来、車両の飛び込みなど

3. 支給額：被害状況に応じて、10,000円から学費等全額相当額まで

- (1) 家屋等の全損壊または全焼損（家屋等の70パーセント以上の損失）のときは、学費等の全額を免除するか、または学費等の全額相当額の見舞金を支給する。
- (2) 家屋等の半損壊または半焼損（家屋等の50パーセント以上70パーセント未満の損失）のときは、学費等の半額を免除するか、または学費等の半額相当額の見舞金を支給する。
- (3) 家屋等の一部損壊若しくは一部焼損（家屋等の30パーセント以上50パーセント未満の損失）または床上浸水等により家屋等に損害が発生したときは、100,000円の見舞金を支給する。
- (4) 家屋等の一部損壊若しくは一部焼損（家屋等の30パーセント未満の損失）または床下浸水等により家屋等に損害が発生したときは、50,000円の見舞金を支給する。
- (5) 上記（1）～（4）に定めるもののほか、家屋等に損害が発生したときは、10,000円の見舞金を支給する。

（別表）

罹災証明書	被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない （一部損壊）
	損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満
学生災害 見舞金	支給金額	学費等の全額相当額 /半額相当額の支給 または免除	100,000円		50,000円		

※申請には、市区町村役場が発行する罹災証明書が必要となります。

※罹災届出証明書（家屋損壊の記載有の場合に限る。）の場合は3. 支給額（5）10,000円の見舞金支給となります。

4. 申請期間：罹災より1年以内

5. 申請方法：申請書に必要書類を添えて各所属校舎の学生支援課へ提出または郵送してください。

※窓口へ提出する場合は窓口取扱い時間内（平日 9：00～17：00（11：20～12：20を除く））に申請する学生本人が書類一式を持参してください。

※郵送する場合は配達記録が残る「レターパックライト」を使用し、申請する学生本人が所属校舎へ郵送してください。
レターパックライトの品物欄に「学生災害見舞金申請書類在中」と記入してください。

6. 申請書類のダウンロード方法：

- ① DB ポータルにログインしメニューバーの HOME の「キャビネット一覧」を選択
- ② キャビネット一覧内の「00 学生キャビネット（全学生共通）」を選択
- ③ 「00 学生キャビネット（全学生共通）」内の「61 学生支援センター」を選択
- ④ 「03 学内奨学金（各種手続き資料）」を選択
- ⑤ 「06 学生災害見舞金」を選択
- ⑥ 学生災害見舞金「申請書」・「口座届」をダウンロード

7. 申請書類：以下の申請書類 No1～4 をすべて揃えて提出してください。

【注意事項】

1. 提出書類は、コピーの指定があるものを除きすべて原本を提出してください。
2. 書類審査の際に、確認の連絡をする場合があります。
3. 提出された書類の返却はいたしません。
4. 提出された書類は審査以外の目的に利用しません。

No.	申請書類	備考
1	大東文化大学学生災害見舞金申請書〈申請様式-1〉 ・誤字訂正は、訂正箇所にも二重線を引き、訂正印を押すこと(修正テープ等の使用不可)。 ・保証人欄は保証人の自著とする。	DB ポータルのキャビネットからダウンロード
2	大東文化大学学生災害見舞金振込口座届〈申請様式-2〉 ・誤字訂正は、訂正箇所にも二重線を引き、訂正印を押すこと。修正テープ等の使用不可。	DB ポータルのキャビネットからダウンロード
3	通帳のコピー ・銀行支店情報、口座番号、名義確認のため、それらの項目が分かるページのコピーを提出。 ・用紙右上に学籍番号と学生氏名を記載すること。	各自用意
4	罹災（被災）証明書（原本）	市区町村役場から発行

8. 審査結果：審査結果を申請者に通知します。

審査の都合上、審査結果は申請から 1～2 ヶ月後の通知となります。

9. 支給について：事務手続き上、住民票と所得証明書（原則、父母）の提出が必要となる場合があります。

10. 申請書類提出・問合せ先：

窓口取扱い時間：平日 9：00～17：00（11：20～12：20を除く）

板橋校舎：学生支援課 TEL:03-5399-7317

〒175-8571 東京都板橋区高島平 1-9-1

東松山校舎：東松山学生支援課 TEL:0493-31-1509

〒355-8501 埼玉県東松山市岩殿 560

以上